

## 保険料の払込みに関する期間の延長の追加措置について

このたびの「令和6年能登半島地震」により被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、令和6年能登半島地震により影響を受けられたご契約者に対し、保険料の払込みに関する期間の延長を実施しておりますが、下記のとおり、追加の取扱いを実施します。

### 記

- 現在、ご契約者からのお申し出により、保険料の払込みに関する期間を最長6カ月間（2024年7月31日まで）延長する特別取扱いを実施しております。
  - 延長期間経過後も保障を継続するためには、延長期間分の保険料（以下、払込猶予保険料）全額を延長期間満了日（2024年7月31日）までにお払込みいただく必要がありますが、今般、このようなご契約に対して追加措置を実施いたします。
  - 具体的には、保障を継続される場合、払込猶予保険料を2024年7月31日までにお払込みいただく必要がありますが、払込猶予保険料全額のお払込みが困難な場合、2024年8月から継続して払込猶予保険料をお払込みいただくことにより、払込猶予保険料の払込期限を最長2025年2月28日まで再延長いたします。（※）
- ※当取扱いは、2024年7月31日までに保険料の払込みに関する期間の延長を行ったご契約を対象に実施します。

ご不明点がある場合は、ニッセイコールセンターまたは当社職員までご連絡ください。

以上

#### ■お問合せ先

#### ニッセイコールセンター

**0120-201-021（通話料無料）**

受付時間 月～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～17：00  
（祝日、12／31～1／3を除く）



日本生命保険相互会社

契約管理部 文2024-047